二　送信装置の条件 四〇Hz帯域幅当たりの等価等方輻射電力は、第四十九条の二十三の六第二号に規定する値 kWとする。	
別表第二号（第６条関係） ［第１～第77　略］ 第78　第49条の23の６及び第54条の３第４項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。	**別表第二号**（第６条関係） ［第１～第77　同左］ ［新設］
別表第三号（第７条関係） ［１～41　略］ 42　宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68及び69の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。 ［43～68　略］ 69　第49条の23の６及び第54条の３第４項に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、２(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。 70　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から69までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。	**別表第三号**（第７条関係） ［１～41　同左］ 42　宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56及び67の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。 ［43～68　同左］ ［新設］ 69　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から68までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～九の三　略］ 九の四　設備規則第五十四条の三第四項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備 ［十～二十八の二の五　略］ 二十八の二の六　設備規則第四十九条の二十三の六においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備 ［二十八の三～七十七　略］ ［２　略］ **別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 ［(1)・(2)　略］ (3)　特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～九の三　同上］ ［新設］ ［十～二十八の二の五　同上］ ［新設］ ［二十八の三～七十七　同上］ ［２　同上］ **別表第一号**　［同上］ ［一　同上］ (1)・(2)　［同上］ (3)　［同上］